

平成30年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織<br>の名称 | 事業名  | 契約内容                | 契約期間(履行期間)<br>(物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方    | 契約金額(円)    | 随意契約とした具体的理由等  | 根拠<br>法令<br>※1 | 適用<br>類型<br>※2 |
|---------------|------|---------------------|------------------------------|-----------|------------|--|----------------|----------------|
| 会計課           | 物品購入 | 車両用燃料(県内給油1月)(単価契約) | 平成31年1月1日 ~ 平成31年1月31日       | 滋賀県石油協同組合 | 11,633,600 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要がある、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。 | 2              | 3イ             |
| 会計課           | 物品購入 | 車両用燃料(県内給油2月)(単価契約) | 平成31年2月1日 ~ 平成31年2月28日       | 滋賀県石油協同組合 | 11,267,100 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要がある、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。 | 2              | 3イ             |
| 会計課           | 物品購入 | 車両用燃料(県内給油3月)(単価契約) | 平成31年3月1日 ~ 平成31年3月31日       | 滋賀県石油協同組合 | 11,413,000 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要がある、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。 | 2              | 3イ             |